

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

ひとり親世帯の方で、次の①、②のいずれかに該当する場合は、給付金を受け取るのに**申請が必要**です。

- ① 公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【給付額】 児童1人当たり一律5万円

【申請手続き】 令和4年2月下旬までに、子ども家庭課へお越しください。

※来庁される前に、子ども家庭課までお電話ください。必要書類についてご説明します。

※令和3年4月分の児童扶養手当を受給された方には、5月中に給付金の振込が完了しています。

【問い合わせ】

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
0120-400-903 (受付時間 平日9:00~18:00)

神戸町 新生児臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況のもと、出産し子育てをする家庭の経済的負担を軽減し支援するため、町独自の事業として給付金を支給します。

【給付対象者】

令和3年4月2日から令和4年4月1日の間に生まれた子(出生により神戸町に住民登録した子に限る。)

【給付額】 給付対象者1人につき10万円

【申請・受給者】

原則、給付対象者の児童手当を受給する方

※申請については出生届の受付時にご案内します。また、4月2日以降に生まれた子が含まれるご家庭で、当事業の受付開始前に出生届を提出された場合は、個別に案内をお送りしています。

子ども家庭課 ☎27-0176

英語検定料を補助します!

公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定(英検)を受験する児童生徒の保護者に対し、英語検定料の補助を実施しています。

対象者 次の①か②に該当する方

- ① 町内の小中学校に在学する児童生徒の保護者
- ② 町内に住所を有し、かつ町外の小中学校に在籍している児童生徒の保護者

申請方法

英検を受験 → 教育課へ申請書・請求書を提出 → 交付決定

持参するもの

- ① 検定結果通知書 ② 検定料納付証明書
- ③ 補助金の振込先が分かるもの

注意事項

- 補助上限額は3,000円です。
- 補助金の申請は原則各年度1回です。ただし、1回目の申請後、当年度内に上位級を受験した場合は、再度申請できます。
- 申請は当年度内の受験分に限りです。

教育課 ☎27-0181

令和3年度 区長会役員紹介



〔後列〕
 書記 奥田 宣克 (宮町)
 副会長 飯沼 忠雄 (下宮)
 会計 吉田 浩章 (北一色)

〔前列〕
 副会長 馬淵 正司 (南方)
 会長 林 保司 (新屋敷)
 副会長 林 千秋 (横井)
 (敬称略)